

横浜市環境創造審議会 第2回環境影響評価制度検討部会 会議録	
日時	平成21年8月11日 13:30～15:30
開催場所	関内駅前第二ビル 2階特別会議室(2C)
出席委員	相澤貴子、猪狩庸祐、猿田勝美、水野建樹
欠席委員	工藤信之
開催形態	公開(傍聴者なし)
議題	1. 環境影響評価に関する制度のあり方について 2. その他
決定事項	・第1回部会会議録概要を確定する。
議事	<p>1 第1回部会の会議録概要の確認 第1回部会の会議録概要を確定した。</p> <p>2 環境影響評価に関する制度のあり方について (事務局) 資料3により、審査等の手続きの見直しの考え方、事前配慮について説明。 (猪狩部会長) 現在の要綱による事前配慮制度を環境アセスメント制度に組み込むことによつて、早く公表できるというのが一番の目的か。 (事務局) それが望ましいが、その際に検討すべき視点を4項目あげた。視点としてこれで十分か、事務局案が妥当か、などを議論していただきたい。 (水野委員) 事務局としては、アセスメントの一連の制度の中に事業調整制度を位置づけたいいのか。 (猪狩部会長) 要綱は市民に公表する制度ではないため、アセスメント手続きで初めて知ることになる。早い段階から事業構想が明らかになれば、早い段階から市民意見が寄せられる。 (事務局) 国ではSEAガイドラインを作り、できるだけ位置や規模を決める段階で環境に配慮すべきとしている。そこまではできなくても、一步前進して、より早い段階で環境配慮を求めるために、どのような制度がよいのか議論していただきたい。 (猪狩部会長) アセスメントで課題となっている代替案の比較検討が重要になる。民間企業の場合は立地上の制約があるので難しいが、横浜市のヘリポートの事例で、複数の候補地で比較検討した経緯がある。 (事務局) 早い段階でやるという総論では一致しても、代替案の検討を含めるのかは議論が難しい。時期もどこまで方法書の手前でできるのか。強制ではなく事業者も積極的に取り組めるものになるとよい。 (猪狩部会長) 要綱の方が早い段階で広く議論ができたという評価もある。</p>

(事務局)

要綱には柔軟性があるが、条例でどのように運用できるかが検討のポイントと考える。

(猿田委員)

代替案と複数案は意味が違うので、使い分けをしなければならない。

(水野委員)

事業者が最初から複数案を出して議論するということがあり得るのか。代替案と複数案に大きな差はないのではないか。

(事務局)

道路事業の例では、代替案は道路建設以外に利便性を高める方法、複数案は複数のルート案としているが、廃棄物処理施設や高層建築物などでは難しい。事業の種類や、民間と公共の違いもある。

(水野委員)

全体の枠組みと個別の対応がそれぞれ必要であり、全体的な考え方を示しておいて、実際には個別のケースごとに対応を積み重ねていく必要がある。

(事務局)

他の自治体のケースでも、複数案については、可能な範囲で、必要に応じてなどとなっている。

(相澤委員)

市が行う事業だけを対象としている自治体もある。

(猪狩部会長)

早い段階からの環境配慮を制度化し、市民に事業内容を公にして意見を求めるというのが最近の傾向なので、部会としてもその方向で考えたい。その上で個別に検討すべき課題が、資料3の6ページ、①から④である。

(事務局)

市民の関与は必要、複数案は検討課題と考えてよいか。

(猿田委員)

市民が関与するためには情報を入手できなければならない。ホームページに掲載するだけでは不十分で、公告縦覧するなどが必要である。

事前配慮では、事業計画がどの段階なのかが問題であり、どの段階で情報公開して意見を求めるのか。

(事務局)

計画の熟度と手続きの関係を検討の視点の一つとしているが、事前配慮の段階での意見のあり方を考えなければならない。

条例に事前配慮を取り入れることによって環境面でどのように変わるのかを整理し、市民などと共有する必要がある。

(水野委員)

まだ具体的な事業計画が見えない段階までは考えずに、事業調整制度と同様、ある程度具体的に出てきたところからやるのが第一段階ではないか。

(猪狩部会長)

環境基本条例第21条には「開発事業等を計画しようとする者」とあり、ある特定の環境配慮を理由に事業を排除できないとは言えないという見方もある。

(猿田委員)

環境基本条例第 21 条第 2 項で、市は情報提供、助言などを行うとあるが、市が行う情報提供や助言の中に市民意見を取り入れられるのか。市民に情報提供し、市民意見を求めると同時に、それをどう活かすかが問題である。

(事務局)

市民の関与、専門家の関与をあわせて、市長意見とすることもあり得る。

(相澤委員)

事前配慮を制度として組み込むことができれば、横浜市には環境に配慮した都市としての価値が生まれる。横浜市に立地するのは環境に関する優良企業というステータスが得られ、環境に配慮した企業を誘致できるメリットがあるのではないか。

(事務局)

資料 3 により、スクリーニング手続きの見直しについて説明。

(猪狩部会長)

多くの政令市がスクリーニング手続きを導入していない理由が理解しがたい。

(猿田委員)

事業規模は小さくても、立地する場所や事業内容によって考えるべき場合があり、スクリーニング制度は必要ではないか。

(事務局)

地域特性のみでは決まらないという意見もあるが、第二分類という枠組を決めている以上、対象事業の部分で決めればよいという意見もある。

(猪狩部会長)

地域の特性と行為の特性の両方を考慮するのがスクリーニングである。事業の規制や地域の規制がきめ細かくできていなければ、実質的にスクリーニングと同様の要件の設定ができていないとはいえないのではないか。

(猿田委員)

地域の特性に配慮した要件の設定は難しく、文言で決めてできるような問題ではないのではないか。

(事務局)

環境アセスメントを行うかどうかを、対象事業で決めるのかスクリーニングで決めるのか、ということではないか。

(事務局)

資料 3 により、準備書、評価書の手続きの見直しについて説明。

(猿田委員)

実際に評価書の段階で問題が出てくる場合もある。報告書は市長意見に対する事業者の見解であり、事後調査はアセスメント制度の信頼性を確認するものである。

(猪狩部会長)

横浜市の制度について、複雑で時間が掛かりすぎるという意見があるのか。

計画の熟度が低く、審査の中で、最終段階までに明らかにする、という対応がなされる場合がある。準備書よりも評価書の段階でより市民意見が出てくる場合があるのも、事業者が、事業内容を段階的に明らかにするから、新しい意見が出てくる

のではないか。

(事務局)

事前配慮を含め、できるだけ早い段階で市民意見や事業者の見解が示される必要がある。意見書の提出回数等は確保した上で、準備書の段階で全ての課題を説明してもらい、答申を受けて審査書を出すことが望ましい。最終図書として評価書をまとめるという趣旨である。

(猿田委員)

準備書の審査段階で市長意見を述べるということは、法対象事業と同じということか。

(水野委員)

内容的には今と変わらないか向上するのであれば、簡素化してもよいが、今の手続きの検証が必要ではないか。

(猪狩部会長)

計画の各段階でアセスメントをするのが理想だが、大変煩雑になるので、どの段階で手続きを行うかということになる。市民意見の機会にしても、現状が最低限ではないか。

(事務局)

できるだけ前倒しで市民や専門家との議論がなされるべきと考える。

(猪狩部会長)

前段階で行うから良いということではない。計画の熟度の問題があり、段階を踏むことが必要である。

(事務局)

現行の制度では期間が1年ほどかかるが、影響が限定されているものは効率化すべきではないか。環境への影響が大きいものについて十分に審査できれば良い。今日の議論を受けて再度整理する。

(猿田委員)

事前配慮の手続きが増えるので、他で合理化するのも一つの考え方である。事前配慮の審査のあり方によっては、ある程度変更できる可能性もあるが、さらに検討が必要である。

(猪狩部会長)

手続きの期間については、現地調査の期間もあり、段階的な手続きを前倒しするから短縮されるというわけではない。

(事務局)

資料3により、市民への情報提供について説明。

(猿田委員)

参考資料などの情報公開については、どのような資料が出たのか項目だけでもわかるようになると良い。

(事務局)

答申に補足資料の項目を載せるとともに、来庁者には公開している。

(猪狩部会長)

情報の電子化については、横浜市が公文書の電子管理規定を持たないと難しいの

ではないか。

(事務局)

事業者がホームページなどで公開したものにリンクを貼るという方法もある。

(猪狩部会長)

一度、横浜市に提出されたものは、市が管理責任を持つことになる。

(水野委員)

IT化は時代の流れであり、ぜひ検討すべきである。

(相澤委員)

横浜市全体として、電子公開が遅れている印象がある。国の審議会などは速報もあり、資料がすべて公表されているので、国の動向やその根拠などが分かりやすい。

(事務局)

図書の電子化には、著作権上の問題と、数百ページの内容を電子化する意味が問われる。事業者には必ずホームページに掲載させるという方法もあると思う。

(相澤委員)

審査に時間が掛かるという中には、情報が市民に浸透するのに時間が掛かるという課題もあるのではないかと。電子的な開示が進んでネット上で見られるようになれば、早く情報が伝わるシステムとなる。それが進んでいないため、時間が経つにつれて市民意見が増えてくるという面もあるのではないかと。

(水野委員)

環境アセスメントの図書はとても厚く、どんなに分かりやすくても理解するのは難しい。本体はスリムにして、それに資料を付けるようにすべき。現状のまま公開しても意味がないのではないかと。

(猿田委員)

本当に必要な部分を整理して掲載し、数式などは参考資料とすればよい。

(水野委員)

手法が確定しているような項目は、図書の中で細かく説明する必要はないのではないかと。新しい手法とは区別すべき。

(猪狩部会長)

方法書の手続きについて、法改正の動向を踏まえるとはどういう意味か。

(事務局)

方法書の説明会について、事前配慮と方法書説明会の両方を横浜市独自で制度化するのは難しいので、法の動向も見守りたいという趣旨である。

(猪狩部会長)

方法書の段階で実効性のある説明会が行えるのかという疑問もある。

(事務局)

図書だけで理解するのは難しい面もあり、市民と事業者との対話が重要と考えた。市民も参画しているという意識を持てるのではないかと。

(猿田委員)

事前説明的に複数案が出されれば議論もしやすく、周辺がどのようになるのかという広域的な話もできれば、住民の印象も異なるかもしれない。説明会を取り入れるならば、どのような説明をすべきか考える必要がある。

	<p>(猪狩部会長) 委員の意見を事務局でまとめて示すこと。</p> <p>(事務局) 資料4により環境影響評価法の検討状況について説明。</p>
<p>資 料 ・ 特記事項</p>	<p>1 資料 会議次第 資料1 環境影響評価制度検討部会委員名簿 資料2 第1回環境影響評価制度検討部会の会議録(案) 資料3 審査等の手続きについて 資料4 環境影響評価法の検討状況について 参考資料 政令指定都市の環境影響評価条例の制定状況及び制度概要</p> <p>2 特記事項 次回は9月4日(金)に開催予定</p>